

## 電気通信端末機器の技術基準適合認定等事業に関する政策評価

根拠法令	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 86 条第 1 項	評価実施 時期	令和 2 年 12 月												
事務・事業 の目的	電気通信回線設備に接続する電気通信端末機器は、電気通信事業者の電気通信回線設備の損傷を防止する等のため、電気通信事業法令に規定する技術基準を満たす必要がある。あらかじめ電気通信端末機器の技術基準適合性を確認することで電気通信事業者の接続の検査を省略して電気通信回線設備へ接続可能とすることにより、利用者の利便性を向上させる制度である。														
事務・事業 の必要性等	<p>本事業は、確実に電気通信端末機器の技術基準適合性を確認するため、電気通信事業法令で規定する設備、知識・能力を有する人員等を確保できる登録認定機関において実施する必要がある。</p> <p>本事業においては、民間の能力を活用することにより事務を簡素化・効率化するとともに、複数の機関を登録することにより登録認定機関間の競争を促進するなど、効率性を確保している。また、各年度の登録認定機関による電気通信端末機器の技術基準適合認定等件数の状況から、安定的に電気通信端末機器の技術基準への適合性が確認されていると認められ、電気通信回線設備の損傷防止等と利用者の利便性の向上の両立につながっていることから、本事業は有効に機能している。</p> <p>・登録認定機関による電気通信端末機器の技術基準適合認定等件数の状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>平成 27 年度</td> <td>平成 28 年度</td> <td>平成 29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>822 件</td> <td>937 件</td> <td>1,036 件</td> <td>1,015 件</td> <td>919 件</td> </tr> </table>				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	件数	822 件	937 件	1,036 件	1,015 件	919 件
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度										
件数	822 件	937 件	1,036 件	1,015 件	919 件										
評価の結果	本事業の実施により本来の目的は達成されている。引き続き国以外の法人に本事業を実施させる必要がある。														
学識経験を 有する者の 知見の活用	当該事業に係る制度の改正にあたっては、学識経験者等で構成される情報通信審議会、情報通信行政・郵政行政審議会等に諮問し（パブリックコメント（意見募集）の実施を含む）、その答申に基づき法令を改正している。														
政策評価を 行う過程に おいて使用 した資料そ 他の情報	<input type="checkbox"/> 情報通信審議会 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/index.html</a> <input type="checkbox"/> 情報通信行政・郵政行政審議会 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/yusei/yusei.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/yusei/yusei.html</a> ・総務省ホームページ（技術基準適合認定等の公示） <a href="https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/tanmatsu/index.htm">https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/tanmatsu/index.htm</a>														

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づく評価